

J H S 学生会館利用規則（浦安・妙典共通）

1、目 的

本学生会館利用規則は、入館されている学生の皆さんが勉学に励むことのできる環境を整え、お互いが気持ちよく充実した生活を送ることができ、さらに共同生活を通じて皆さんの人格形成をも成し遂げていただくために、最低限の事柄を定めたものです。時間等については共同生活における皆さんの生活を規則正しく円滑にすることを、日常生活のルールについては皆さんの安全を、禁止事項については互いの生活をより良いものにすることを目的としています。

また、近い将来皆さんが社会人として世の中に出られたとき、学生会館での規則正しい生活や他人のことを思いやる姿勢が、必ずや有益なものになることと思います。どうかこの主旨をご理解いただき、以下の項目に則った責任ある行動を通じ、充実した学生生活を送ってください。

2、施設・設備等の利用について

～利用時間～

管理室受付	7:00 ～ 0:00	緊急の場合を除き各種届出や連絡等は、時間内に済ませてください。
開門／閉門	6:00 ／ 0:00	開門前の外出は前日までに館長へ申し出てください。 やむを得ず閉門に遅れる際は、必ず事前に連絡をとってください。
学生ホール	9:00～23:00	利用日の前日までに所定の利用申込書を館長に提出してください。
各種届出・連絡等		前日の 21:00 までに済ませてください。
管理業務の定休日		日曜・祝日・夏季 5 日間・年末年始 5 日間

3、日常生活のルール

- （1）居室の施錠
居室を不在にする際は、短時間でも防犯上必ずカギを掛けてください。
現金や貴重品は各自の責任で管理・保管してください。
- （2）ゴミの処理
ゴミはきちんと分別し、所定の場所に出してください。
粗大ゴミについては管理室に申し出てください。有料となる場合があります。
- （3）防犯・防火訓練等
防犯・防火訓練等を実施する場合は積極的に参加してください。
- （4）保全・点検
防火・衛生・施設の保全又は管理上必要な場合には、館長及び関係者が本人の許可なく居室に立ち入る場合があります。
- （5）臨時の連絡
臨時の連絡事項等は所定の「掲示板」にてお知らせしますので必ず確認してください。
- （6）緊急の事態
万が一火災や設備の不具合や盗難等の事故があった場合には、至急館長に連絡してください。
本人又は他の入館者が病気等になった場合にも、速やかに館長に連絡してください。
- （6）外泊
外泊する場合は、当日午前中までに「外泊届」を館長に提出してください。外泊が多い・無断外泊・門限破りなどは、学校報告のみならず本人への承諾なく、館長の判断にて保護者へ報告をさせていただきます。また「外泊届」の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに館長に連絡してください。
緊急時の連絡に必要となりますので必ず徹底してください。
- （7）来客
来客がある場合は必ず事前に館長に連絡してください。
来客者の宿泊は原則として同性の保護者の方のみとし、2泊3日を限度とします。
異性の館内への立ち入りは固く禁止します。
- （8）アルバイト届・実習届
入館後、アルバイトを開始する場合は、事前に保護者の同意を得たうえ「アルバイト届」を、実習開始前には「実習届」を館長に提出し、必ず閉門時間までに帰宅してください。

- （9）館内集会・ポスター掲示
会館内で集会を行う場合や、ポスターを掲示する場合は、必ず事前に館長に申し出て許可を得てください。
- （10）車輛の持込み
車輛の持込みは禁止します。自転車については、事前に館長に申し出て許可を得てください。

4、禁止事項

- （1）他の入館者・近隣生活者への迷惑行為
テレビ・ラジオ・楽器等の音量や深夜早朝の移動音・話し声は他の入館者および近隣生活者への迷惑とならないようにしてください。衛生上の問題からいかなるペットも飼うことはできません。
- （2）電熱機器等の持込み
防災上及び電気容量の問題から、ストーブ類（電気・ガス・灯油）は持ち込みできません。但し、居室での快適性及び体調管理に配慮し、冬季（12月～2月）のみ電気毛布・カーペットの使用を認めます。電源コンセントの抜き忘れやスイッチの消し忘れによる火災には十分気を付け、必要最小限の使用としてください。
上記以外の機器については事前に相談してください。アイロン・掃除機は貸し出すこともできますので、館長に申し出てください。
- （3）喫煙
会館内は禁煙です。居室がタバコのヤニ等で汚れた場合、退館時に修繕費をいただくことがあります。
- （4）居室内の造作
建築物や諸設備に異物を取り付けたり、現状を変更したりすることはできません。フックやクギを壁などに直接取り付けないでください。退館時にメンテナンス費用をいただくことがあります。
- （5）その他の禁止事項
合鍵の作製は禁止します。
金銭による賭事は一切禁止します。
暴力・盗難等法律によって禁止されている行為は当然の事ながら厳禁です。
20歳未満の喫煙・飲酒は法律で禁止されています。
・（浦安のみ）男子学生、女子学生双方における居室の往来

5、退館処分

万が一下記のような行為が認められた場合、保護者・学校で協議のうえで、退館処分となります。

- ① 寮費等を滞納（その他入館契約の解除事由に該当）した場合
- ② 「4、禁止事項」を犯す重大かつ悪質な行為が認められた場合
- ③ 無断外泊や門限破りを注意されても改善されない場合
- ④ 「2、利用時間」「3、日常生活のルール」を度々逸脱した場合
- ⑤ 異性を館内へ招き入れた、及びその事実が認められた場合（即時退館処分）
- ⑥ （浦安のみ）男子学生・女子学生双方による居室の往来、及びその事実が認められた場合
- ⑦ 学生会館の内外を問わず犯罪行為をした場合

6、退館の申出

- （1）契約期間中の退館は原則として認められません。
- （2）退学・就職などでやむを得ず退館する場合は、保護者の「同意書」を添え、退館日の1ヵ月前までに「退館届」を館長に提出してください。
- （3）退館日が月の中途にあたる場合は、その月の末日を退館日とします。
館長立会いの下、居室及び備品等の確認を行い、館長へ居室内の鍵を返却して下さい。期日までに返却のない場合、防犯のため鍵を取り替えますので、その費用が 55,000 円程かかります。その費用を負担してもらうことになりますので、必ず期日までに返却するようご注意ください。
- （4）途中退館であっても入館費は返金いたしません。

以 上